

Ⅱ 大不況とアメリカの法学教育

ピーター・A・ジョイ*
原口佳誠（訳）

序論

日本とアメリカのロースクールは、諸々の課題に直面し、今もなお直面し続けている。日米両国において、数年間にわたり、ロースクール入学者は減少を続けている。日本において、ロースクール入学者数減少の主たる要因は、司法試験の合格率にある⁽¹⁾。一方、アメリカにおける入学者数減少の原因は、法律家に対する需要がロースクール卒業生数に見合わない点にある。

アメリカにおける法律家の需要の急激な減少は、大不況（Great Recession）

* Henry Hitchcock Professor of Law, Washington University in St. Louis School of Law. I served as Vice Dean of Washington University School of Law from January 2010 to July 2012. I also served on the American Bar Association (ABA) Section of Legal Education and Admissions to the Bar Accreditation Committee from 2008 to 2014, and on the Standards Review Committee from 2014 to 2018. Those experience help inform this Article, but the views expressed here are my own. This article also builds upon some of my early work concerning law school and the legal profession in the United States. See generally Peter A. Joy, *Law Schools and the Legal Profession: A Way Forward*, 47 AKRON L. REV. 177 (2014).

I am grateful to Shigeo Miyagawa and Waseda Law School as well as Charles Weisselberg and Berkeley Law for inviting me to participate in The Fourth Waseda and UC-Berkeley Joint Conference on Professional Legal Education. I also thank Takao Suami, Satoru Shinomiya, and Takashi Takano with whom I have had the honor and privilege of collaboration since the birth of the new law school system and clinical legal education in Japan.

(1) Shigeo Miyagawa, Takao Suami, Peter A. Joy & Charles D. Weisselberg, *Japan's New Clinical Programs: A Study of Light and Shadow* in THE GLOBAL CLINICAL MOVEMENT: EDUCATING LAWYERS FOR SOCIAL JUSTICE 105 (Frank S. Bloch ed., 2011).

から始まった。それゆえ本稿は、大不況とそれがアメリカの法学教育にもたらしたいくつかの影響について論ずる。本稿の分析は、アメリカ法曹協会 (American Bar Association, 以下 ABA) により認証されたロースクールに焦点をあてるが、ABA の法学教育・法曹資格審議会 (Council of the Section of Legal Education and Admissions to the Bar) がロースクールに対する全国的な認証機関にあたる⁽²⁾。同審議会は、認証機関として、認証されたロースクールがその認証を継続するために従うべきロースクール認証手続基準・準則 (Standards and Rules of Procedure for the Approval of Law Schools) を公表する⁽³⁾。ABA の認証は、アメリカにおけるロースクールにとって重要である。なぜなら、ほぼ全てのアメリカの法域 (50州, コロンビア特別区, およびアメリカの準州) は、当該法域の法学教育が要件を満たしているか否かに関する ABA の認証に服しているからである⁽⁴⁾。結果として、ABA 認証のロースクールを卒業することが、ほぼすべての法域において、司法試験を受験することならびに法実務を行うこと的前提条件となる⁽⁵⁾。なお、日本と異なり、アメリカには全国的な司法試験が存在しない。

本稿は3つの章から構成されている。第1章では、大不況と、それがもたらした法律家の需要への影響を簡潔に論じる。第2章では、大不況により、アメ

(2) “Since 1952, the Council of the Section of Legal Education and Admissions to the Bar (the Council) of the American Bar Association (the ABA) has been approved by the United States Department of Education as the recognized national agency for the accreditation of programs leading to the J.D.” AMERICAN BAR ASSOCIATION SECTION OF LEGAL EDUC. & ADMISSIONS TO THE BAR, 2017-2018 STANDARDS AND PROCEDURE FOR APPROVAL OF LAW SCHOOLS v (2017) [hereinafter 2017-2018 ABA ACCREDITATION STANDARDS].

(3) *Id.*

(4) *Id.*

(5) Graduating from an ABA-approved law school entitles a graduate to take the bar exam in every U.S. jurisdiction. Some jurisdictions, such as California and Massachusetts, also permit graduates from non-ABA approved in-state law schools to take the bar exam. Some other states, such as Louisiana and Ohio, also permit graduates with a foreign law degree to take the bar exam. *See, e.g.*, NATIONAL CONFERENCE OF BAR EXAMINERS & AMERICAN BAR ASSOCIATION SECTION OF LEGAL EDUCATION AND ADMISSIONS TO THE BAR, 2018 COMPREHENSIVE GUIDE TO BAR ADMISSION REQUIREMENTS 8-11 chart 3 (2018) (listing the eligibility requirements to take the bar exam in all U.S. jurisdictions).

リカのロースクールの予算、教職員構成、在籍者数、入学試験、ならびに司法試験合格率にいかなる影響が生じたのかを論ずる。第3章では、大不況以前と以後で、アメリカにおけるロースクールの需要に対する期待がいかに変化したのかを比較する。本稿の結論として、アメリカのロースクールが現在の市場の需要に対応し、学生を法実務に向けてより良く準備させるべきであることを指摘したい。

I. 大不況

アメリカにおける大不況は、2007年12月から始まった。それは、住宅市場のバブル崩壊から数ヶ月後のことであった⁽⁶⁾。2008年から2010年にかけて、アメリカにおける諸々の最大手の法律事務所は、約9,500名の弁護士を解雇したと報告した⁽⁷⁾。法律事務所のなかには閉鎖するものも現れ、多くの弁護士が解雇されるに至った⁽⁸⁾。

大不況により最も大きな影響を被った法律事務所は、ニューヨーク、ボストン、サンフランシスコ、さらにロンドンなど、「大規模金融機関 (money-center)」の所在地域における、それら金融機関と取引のある法律事務所であった⁽⁹⁾。訴訟実務と不動産実務も損害を被った⁽¹⁰⁾。大不況により、一部の法律事務所はパートナーシップの解消に追い込まれ、なかには破産する法律事務所さえ現れた⁽¹¹⁾。

(6) *The Great Recession*, INVESTOPEDIA, <https://tinyurl.com/y8akujfd>. [訳注：アメリカにおける大不況 (Great Recession, 2007-09) は、大恐慌 (1929-33) 後に生じた最も深刻な経済不況である。これにより GDP は2008年に0.3%, 2009年に2.8%下落し、全国的な失業率は10%まで上昇した。Id.]

(7) *Law Firms: A Less Gilded Future*, THE ECONOMIST, May 5, 2011, <https://tinyurl.com/y6wg5nwy>.

(8) See, e.g., JAMES H. MOLITERNO: THE AMERICAN LEGAL PROFESSION IN CRISES: RESISTANCE AND RESPONSE TO CHANGE 192-93 (2013) (identifying some of the law firms that closed).

(9) Peter A. Giuliani, *The Long and Winding Road Ahead*, 84-FEB N.Y. ST.B.J. 19, 19 (Feb. 2012).

(10) *Id.*

(11) Atinuke O Adediran, John Hagan, Patricia Parke & Gabriele Plickert, *Making the Best of a Bad Beginning: Young New York Lawyers Confronting the Great Recession*, 9 NE. U. L. REV. 259, 264 n.10 (2017).

法律事務所における解雇は、ロースクールを新規に卒業した弁護士に対する需要が減少していることも意味していた。2011年夏のある報告では、新卒の弁護士を雇用する法律事務所が35%減少したことが示されている⁽¹²⁾。新卒の弁護士の需要不足は、大不況という経済的低迷により弁護士の退職金口座に深刻な損失がもたらされたこと、それにより年配の法律家が退職しうるだけの経済的余裕がなくなり、法実務を続けざるをえなくなったことに起因していた⁽¹³⁾。

新卒の法律家の需要不足は、2011年度のロースクール卒業生の雇用データに反映されている。当時、僅か54.9%の卒業生のみが、司法試験合格を要件とするフルタイムの職を得ることができた。12%の卒業生は、J.D. (法務博士)の学位を得ていることが雇用において有利となる、長期のフルタイムの職を得た。上記以外の卒業生の大半は、パートタイムの職か、J.D.の学位を必要とせずあるいは有していても有利とされない職を得た。そして、9.2%の卒業生は職を得られず、卒業後9ヶ月の間、就職活動を行っていた⁽¹⁴⁾。2012年における卒業生に対する雇用統計も、ほぼ同様であった⁽¹⁵⁾。

現在、ロースクール新卒者の雇用において一定の改善がみられているが、司法試験合格率に見合う十全な雇用からはほど遠い状況にある。2017年のJ.D.課程卒業生の最新データによると、ABA認証ロースクールの卒業生の内の68.7%が、司法試験合格が要件とされるフルタイムかつ長期の職に就いた。それに加えて、11.8%の卒業生が、司法試験合格が有利に考慮される長期かつフルタイムの職を得た。上記以外の卒業生の大半は、J.D.の資格が要件でないかその資格が有利とはならないパートタイムの職を得た。そして、7.9%の卒業生は職を得られず、2018年3月15日の時点でなお求職中である⁽¹⁶⁾。集計としてみれば、2017年に卒業したロースクール学生の雇用は2011年・12年の卒業生のクラスと比較すると改善しているものの、すべてのロースクールの卒業生にとって改善している訳ではない。31校のロースクールでは、なお、50%以下の卒業生のみ

(12) Jack Crittenden, *The Good News About the Dismal Salary Reports*, NATL JURIST, July 31, 2011, <https://tinyurl.com/y8kwucqj>.

(13) Carolyn Lamm, *Leadership When It's Needed Most*, 95 A.B.A. J. 9, Nov. 2009, available at <https://tinyurl.com/y9hp6yur>.

(14) ABA Section of Legal Education and Admissions to the Bar, 2012 Law Graduate Employment Data, <https://tinyurl.com/y9p1kxua>.

(15) *Id.*

(16) ABA Section of Legal Education and Admissions to the Bar, 2017 Law Graduate Employment Data, <https://tinyurl.com/yabokjo7>.

が、長期かつフルタイムの司法試験合格を要件とする職を得る。就職率が最低の10校のロースクールは、卒業生が長期かつフルタイムの司法試験合格を要件とする職に就く割合は、34%以下に過ぎない⁽¹⁷⁾。

新卒の法律家に対する需要の減少は、ロースクールに多くの点で影響を与えてきている。次章では、これらの影響の一部を論じ、特に大不況が与えたアメリカのロースクールの入学への影響を探究する。

II. 大不況のアメリカのロースクールに対する影響

大不況は、アメリカのロースクールに対して、多岐にわたり影響を与えている。それらの影響は、一方では予算の縮小という経済的影響をもたらし、教職員を減員する必要性を生み出している。他方では、ロースクールの在籍者数、入学基準、ならびに司法試験合格率に影響を与えている。

A. 予算と人員構成への影響

大不況は、大学とロースクールの経済的健全性を損なわせた。大学への寄付金は、大学の支出に対する一助となる収入であるが、2007年末から2009年1月にかけて、25%減少した⁽¹⁸⁾。大部分の寄付金額は、2009年を通して減少が続けた⁽¹⁹⁾。公立大学においては、大不況により、州からの補助金が24%も減少することになった⁽²⁰⁾。

2009年から、多くの大学とロースクールが、その予算との関係から、教職員に対して一時帰休（給与の支払いのない強制休暇）あるいは一時解雇を実施した。このような人員削減は、ハーバード大学のような名門大学においてさえ行われた。同大学は、2009年に275名分の人員削減を行ったが、その削減は、ビジネススクールとロースクールにおける一時解雇から始まった⁽²¹⁾。一時解雇

(17) *Law Grads Hiring Report: Job Stats for the Class of 2017*, LAW.COM, April 25, 2018, <https://tinyurl.com/ybrk3fdq>.

(18) Kim Clark, *The Recession Hits College Campuses*, U.S. NEWS EDUCATION, Jan. 27, 2009, <https://tinyurl.com/yda2aocc>.

(19) See, e.g., *Endowment Value Declines 29.5% as Investment Return Is Negative 27.3%*, HARVARD MAGAZINE, Sept. 10, 2009, <https://tinyurl.com/yax9tlwe>.

(20) Roger L. Geiger, *Impact of the Financial Crisis on Higher Education in the United States*, INTERNATIONAL HIGHER EDUCATION, <https://tinyurl.com/ybaoqxxc>.

に加えて、給与の支払いも現状維持あるいは削減された⁽²²⁾。例えば、カリフォルニア大学の給与制度では20%の予算削減が行われた⁽²³⁾。これにより教員の給与が減給され、低収入の教員からは4%、高収入の教員からは10%の減給となった⁽²⁴⁾。これらに類した給与削減は、全米の多くの大学を通して行われた。

一部のロースクールでは、フルタイムの教授団の教員に対して、退職を促すための早期退職割増金が提示された。2015年11月までに、少なくとも15校のロースクールが早期退職割増金を用いてフルタイムの教授団の規模を縮小させた⁽²⁵⁾。別のロースクールでは、一時解雇を通じて教授団における教授職を抹消した。ある研究によれば、データに基づく、2010年から2015年にかけて、203校のABA認証ロースクールの内の142校が、フルタイムの教授職の一部を除去したとされる⁽²⁶⁾。そのデータ分析によれば、フルタイムの教授職の数は、2010年における9,093から、2015年には7,887へと減少しており、合計1,206の教授職が消失したことになる⁽²⁷⁾。

教授団における教授職の削減は継続している。2018年、ヴァーモント大学ロースクールは14の教授職の終身在職権を無効とし、その内の一部の教授職については、減給かつ期限付の契約による在職延長を認めた。同ロースクールは、2013年に教授職の一時解雇という第一段階を経ており、今回の終身在職権の無効化は、その一時解雇の措置に引き続いて行われたものである⁽²⁸⁾。遠くない

(21) Tracy Jan, *Harvard Workers Stunned by Layoffs, Endowment Loss Cited, 275 Jobs Cut*, BOSTON.COM, June 24, 2009, <https://tinyurl.com/y9ucokkw>.

(22) All of the salaries at my university and law school were frozen for the 2009-2010 and 2014-2015 academic years.

(23) Barry Bergman, *Furloughs, Pay Cuts Proposed for UC Staff and Faculty*, UC BERKELEY NEWS, July 10, 2009, <https://tinyurl.com/y8wifymz>.

(24) *Id.*

(25) Paul Caron, *List of Law School Faculty Buyouts*, TAXPROFBLOG, Nov. 30, 2015, <https://tinyurl.com/zu3e53s>. I know of at least three more law schools not on Paul Caron's list that offered buy-outs, though they were not made public.

(26) Staci Zaretsky, *The Law Schools That Have Gotten Rid Of the Most Full-time Faculty Since 2010*, ABOVE THE LAW, Jan. 15, 2016, <https://tinyurl.com/y7fbvbb>.

(27) Matt Leichter, *Which Law Schools Are Shedding Full-Time Faculty? (2015 edition)*, THE LAST GEN X AMERICAN, <https://tinyurl.com/yhhyv6>.

(28) Matt Hongolz-Hetling, *VLS Cuts Salaries for Faculty in Bid to Close Budget*

将来、多くのロースクールが教授団における長期雇用の職を廃止し、教職員の給料を減額するであろうと考えられる。

B. ロースクールの在籍者数に対する影響

大不況の最初の数年間において、ロースクールの在籍者数は増加した。なぜなら、職を失った者や、大学の学部を卒業して間もない者が、付加的な教育を求めたからであり、その教育には法学の学位も含まれていたからである⁽²⁹⁾。実際、2010年度入学のクラスは、ロースクール第1学年の在籍者数の最高値であり、合計52,448名であった⁽³⁰⁾。この数値は、2009年度における第1学年の在籍者数の51,646名、2008年度の49,414名からみて上昇している⁽³¹⁾。

法律家に対する需要の減退はロースクールにも影響を与え、ロースクール進学希望者の内、実際に出願する学生は減少した。ABA認証ロースクールの約半数のロースクールで、2012年度入学クラスは、2011年度入学クラスよりも10%縮小し⁽³²⁾、2010年度の第1学年在籍者数は52,448名であったのに対して、2012年度の第1学年の在籍者数は44,481名に過ぎなかった⁽³³⁾。この後、2016年度まで在籍者数の減少が続き、同年度にようやく在籍者数が微増した。表1にデータを示している⁽³⁴⁾。

Deficit, VN VALLEY NEWS, July 17, 2018, <https://tinyurl.com/yb8fb24x>.

(29) Rebecca R. Ruiz, *Recession Spurs Interest in Graduate, Law Schools*, N.Y. TIMES, Jan. 9, 2009, available at <https://tinyurl.com/yjchu6gf>.

(30) *Enrollment and Degrees Awarded 1963–2012*, ABA SECTION OF LEGAL EDUCATION AND ADMISSIONS TO THE BAR, <https://tinyurl.com/ybk8hakt>.

(31) *Id.*

(32) Bernard A. Berk, *Still More on What Matters Most (Or, a Guided Tour of Pandaemonium)*, THE FACULTY LOUNGE, Jan. 13, 2013, <http://www.thefacultylounge.org/2013/01/still-more-on-what-matters-most-or-a-guided-tour-of-pandaemonium.html>.

(33) *Enrollment and Degrees Awarded 1963–2012*, *supra* note 30.

(34) These data come from various ABA publications. Data for academic years 2005–2006 to 2012–2013 are from a summary of data from 1963–2012. *Enrollment and Degrees Awarded 1963–2012*, *supra* note 30. Data for the 2013–2014 and 2014–2015 academic years are found in an ABA news release. *ABA Section of Legal Education Reports 2014 Law School Enrollment Data*, AMERICAN BAR ASSOCIATION, <https://tinyurl.com/y7ekxf4n>. Data for the 2015–2016 academic years are in a data overview sheet posted on the ABA

表 1 ABA 認証ロースクールにおける在籍者数の動向

年度	ロースクール数	第 1 学年在籍者数	J.D. 課程在籍者数
2007-2008	198	49,082	141,719
2008-2009	200	49,414	142,922
2009-2010	200	51,646	145,239
2010-2011	200	52,488	147,525
2011-2012	201	48,697	146,288
2012-2013	201	44,481	139,055
2013-2014	204	39,674	128,710
2014-2015	204	37,924	119,775
2015-2016	204	37,058	113,900
2016-2017	204	37,105	110,951
2017-2018	203	37,400	110,156

表 1 が示すように、ロースクールの第 1 学年の在籍者数は 2010 年度から 2017 年度にかけて 15,088 名減少したが、これは 28.9% の減少である。J.D. 課程の在籍者数の合計は、2010 年度の 147,525 名から、2017 年度の 110,156 名へと急減した。この 37,369 名の在籍者数の減少は、アメリカのロースクールにおける J.D. 課程在籍者数全体からみて、25.3% の減少にあたる。

在籍者数の内で唯一増えているのは、アメリカのロースクールにおける J.D. 課程以外の学生数である。大不況が始まる前の 2008 年度においては、J.D. 課程以外の学生が 9,111 名おり、LL.M. 課程 (Masters in Law, 法学修士課程)、J.S.D. 課程 (Doctor of Judicial Science, 法学博士課程)、M.L.S. 課程 (Master of Legal Studies, 法学研究修士課程)、その他 J.D. 課程と類似した学位の課程に在学していた⁽³⁵⁾。2017 年度においては、J.D. 課程以外の課程に、17,117 名の学生が在籍している⁽³⁶⁾。J.D. 課程以外の課程に属する 8,006 名の学

website. *2015 Standard 509 Information Report Data Now Available*, AMERICAN BAR ASSOCIATION, <https://tinyurl.com/ybwswj8h>. Data for the 2016-2017 and the 2017-2018 academic years are in a data overview sheet posted to the ABA website. *2017 Standard 509 Information Report Data Overview (posted 04/02/2018)*, AMERICAN BAR ASSOCIATION, <https://tinyurl.com/ybf8s7zs>.

(35) *Law School Enrollment, Summary*, LAW SCHOOL TRANSPARENCY, <https://tinyurl.com/ybfbfzfc>.

(36) *Id.*

生が、J.D. 課程在籍者の37,369名の減少の一部を埋めあわせている状況である。

アメリカのロースクールの動向を大局的にとらえようとするならば、10年ごとの各年代の最初の1年におけるJ.D. 課程在籍者数と、アメリカのロースクールの数を検討するのが有用である⁽³⁷⁾。また、直近の2017年度における第1学年在籍者数およびJ.D. 課程全体の在籍者数とほぼ同様の数値の年度を抽出し、それらとロースクール数を考慮するのもも有益であろう⁽³⁸⁾。下記の2つの表は、その比較を示したものである。

表2 10年単位の在籍者数の動向とロースクール数

年度	ABA 認証ロースクール	第1学年在籍者数	J.D. 課程在籍者数
1960 - 1961	132	15,607	38,894
1970 - 1971	146	34,289	78,081
1980 - 1981	171	42,296	119,501
1990 - 1991	175	44,104	127,261
2000 - 2001	183	43,516	125,173
2010 - 2011	200	52,488	147,525
2017 - 2018	203	37,400	110,156

表3 2017年度在籍者数ならびに同様の在籍者数の年度

年度	ABA 認証ロースクール	第1学年在籍者数	J.D. 課程在籍者数
2017 - 2018	203	37,400	110,156
1973 - 1974	151	37,018	101,675
1975 - 1976	163	39,038	111,047

表2においては、1980年に171校のABA認証ロースクールがあったが、2000年には12校増加し、183校になったことが示されている。この20年間、第1学年在籍者数とJ.D. 課程全体の在籍者数の双方は比較的安定している。2000年から2017年にかけて、ロースクールは20校増加したが、ロースクール在籍者数は大きく減少した。また、1960年には132校だったABA認証ロースクールが、

(37) These data are from two sources the ABA posted on its website. *First Year and Total J.D. Enrollment by Gender*, AMERICAN BAR ASSOCIATION, <https://tinyurl.com/y8elwuqg>; *2017 Standard 509 Information Report Data Overview (posted 04/02/2018)*, AMERICAN BAR ASSOCIATION, <https://tinyurl.com/ybf8s7zs>.

(38) *Id.*

2017年には203校と、その数を増やしていることも示されている。

表 3 からは、2017年度の入学クラスと規模がほぼ同じである直近の年度は1973年度であり、同年度は、ロースクールが52校少なかったことが分かる。2017年度のJ.D. 課程の全在籍者数とほぼ同じである直近の年度は1975年度であり、同年度はロースクールが40校少なかった。つまり、アメリカでは、学生のJ.D. 課程に対する需要を満たすために必要とされるロースクールの観点からは、40校のロースクールが余剰であるといえるのかもしれない。

C. ロースクールへの入学と司法試験合格率に対する効果

ロースクールに応募する学生が減少した結果、ロースクールのなかには入学基準を下げるものも現れた。入学基準は、主として、学生のロースクール入学試験 (LSAT) の点数と、大学の学部成績 (GPA) に依拠している。この2つの要素につき、LSAT は、ロースクールの成績と司法試験合格を予測する良い判断材料とされている⁽³⁹⁾。

2010年、8校のロースクールにおいて、入学者全体の4分の1がLSATで低得点であったが、仮にその学生がロースクールを修了した場合、司法試験に不合格となる確率は極めて高いと考えられた⁽⁴⁰⁾。2016年までに50校のロースクールが、司法試験に不合格となる確率が極めて高い学生を、入学者全体の4分の1以上入学させている⁽⁴¹⁾。

予想されたとおり、アメリカの各法域における司法試験合格率は低下してきている⁽⁴²⁾。全米司法試験協議会 (National Conference of Bar Examiners) は、多くの州で用いられる司法試験の選択肢方式問題を作成する組織であるが、同協議会の代表を務めるモーザー (Erica Moeser) は、ロースクール入学者のLSATの点数の低下が、全国を通じて司法試験の合格率が低下している原因であると述べている⁽⁴³⁾。

(39) *Law School Enrollment, Admissions Standards*, LAW SCHOOL TRANSPARENCY, <https://tinyurl.com/y8msjlc5>.

(40) *Id.*

(41) *Id.*

(42) Mark Hansen, *What Do Falling Bar-Passage Rates Mean for the Legal Education - and the Future of the Profession?*, ABA JOURNAL, Sept. 2016, <https://tinyurl.com/y75yg9e>.

(43) *Id.*

多くのロースクールのLSATの低得点と司法試験合格率の低下には相関関係がある一方で、法学教育関係者のなかには、ロースクールの大学院長の多くを含め、LSATの低得点が司法試験合格率の低下の原因であるとは信じていない者もいる⁽⁴⁴⁾。とはいえ、アメリカの諸法域における司法試験合格率の低下の説明として、多数のロースクールにおける入学基準の低下という説明以上の良い説明は、いまのところ誰もみつけられていない。

下の表4は、アメリカ全法域の司法試験合格率を組み合わせた場合の、全体の司法試験合格率と、初回受験の合格率を示したものである⁽⁴⁵⁾。

表4 10年間の司法試験合格率の概要——2008～2017年（司法試験合格率と初回受験者の合格率）

年	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
司法試験合格率	71%	68%	68%	69%	67%	68%	64%	59%	58%	59%
初回受験合格率	82%	79%	79%	79%	79%	78%	74%	70%	69%	72%

表4は、2014年にロースクールを卒業した学生から、初回受験の合格率が前年と比較して4%も下落[し、その後も合格率が低迷]していることを示している。2014年は、一部のロースクールが在学者数確保のために入学基準を下げた年から3年後（J.D.課程を正規に学修した場合の通常の間年）にあたる。全国的にみて、大不況後に入学した学生が卒業して以降、司法試験の初回合格率は2017年まで下落し続け、同年までに司法試験合格率は10%低下した。

これらの表から、大不況がロースクールの在籍者数・入試・司法試験合格に与えた影響の大部分を説明できるが、そのすべてを説明できる訳ではない。2015年以降、ロースクールの統廃合が進みつつある。ABAは、ABAの入学基準に従わない場合に警告を発し、一部のロースクールに対して観察期間を設けている。次章では、大不況前後のアメリカの法学教育に対する期待につき分析を行う。

Ⅲ. ロースクールに対する期待と現実

2008年、少なくとも11校の大学が新たにロースクールを設置することを検討

(44) *Id.*

(45) 2017 Statistics, THE BAR EXAMINER, Spring 2018, at 27, available at <https://tinyurl.com/y875pntz>.

しており、各ロースクールでは入学定員を200名以上として計画されていた。大不況の結果、5校の大学のみが新しくロースクールを設置した⁽⁴⁶⁾。この内の3校は53名以下を入学定員とし、2校は132名以下を入学定員とした⁽⁴⁷⁾。

推計によれば、約50校のロースクールが複数年にわたり赤字であり、かつ、近い将来においてその赤字を埋め合わせるのに十分な入学者の増加はほとんど見込めないとされている⁽⁴⁸⁾。学生の需要を欠くという経済的圧力により、ロースクールのなかには統廃合するものも現れ始めている。

最初のロースクールの統合は2015年に生じ、ウィリアム・ミッチェル大学ロースクールとハムライン大学ロースクールが統合した。統合の結果、ハムライン大学はキャンパス内のロースクールを廃止し、新たに統合されたロースクールとしてミッチェル＝ハムライン大学ロースクールが設立された⁽⁴⁹⁾。ラトガース大学は、ニュージャージー州のカムデンとラトガースに2つのロースクールを有していたが、両校を統合した。ただし、少なくとも現時点までは、2つの分離したキャンパスを維持している⁽⁵⁰⁾。

(46) The universities that started new law schools after 2008, and the year of ABA accreditation are: Belmont University College of Law (2013) ; Lincoln Memorial University Duncan School of Law (provisional ABA Accreditation, 2014) ; Concordia University College of Law (provisional ABA accreditation, 2015), Indiana Tech Law Schools (provisional ABA approval 2016), and University of North Texas Dallas College of Law (provisional ABA accreditation, 2017). *ABA-Approved Law Schools by Year*, AMERICAN BAR ASSOCIATION, <https://tinyurl.com/yb6a8cme>; Memorandum from Barry A. Currier, Managing Director of Accreditation and Legal Education, to Deans of ABA-Approved Law Schools et al. (Mar. 16, 2016), *available at* <https://tinyurl.com/y92qtgej>.

(47) Those schools and their First Year enrollment were: Concordia University School of Law, 19 First Year students; Indiana Tech Law School, 40 First year students; Lincoln Memorial University Duncan School of Law, 53 students; University of North Texas Dallas College of Law, 194 students; and Belmont University School of Law, 132 students. Law School ABA Standard 509 Information Reports (on file with author).

(48) See Paul Lippe, *Merging Law Schools, Merging Firms: What Does It Mean?*, AMERICAN BAR ASSOCIATION, Feb. 19, 2015, <https://tinyurl.com/y87nz7qq>.

(49) Karen Sloan, *RIP, Law Schools. A Look at Closed Campuses*, LAW.COM, Mar. 26, 2018, <https://tinyurl.com/ya9mqvju>.

(50) *American Bar Association Approves Merger Creating Rutgers Law School*,

最初にロースクールの廃止が行われたのは、インディアナ工科大学ロースクールである。同校は2013年に開校され、2016年にABAによる暫定的認証を受けたが、同年、ロースクールを廃止し、新入生の募集停止を発表した。この発表は、2016年度に僅か13名の新入生しか獲得できなかったことを受けて行われた。インディアナ工科大学ロースクールは、過去20年間においてABA認証ロースクールが完全に廃止された最初のロースクールとなった⁽⁵¹⁾。

2017年、一部のロースクールは、廃止あるいは募集停止を発表した。シャーロット・ロースクールは、その入学者受入方針が問題視されABAによる観察処分下に置かれていたが、同年に廃止された⁽⁵²⁾。ヴァルパライズ大学ロースクールは1929年にABA認証を受けており⁽⁵³⁾、ウィットア大学ロースクールは1978年以降ABA認証を受けていたが⁽⁵⁴⁾、新入生の募集停止を発表した⁽⁵⁵⁾。これらのロースクールは廃止に向かうと考えられるが、ウィットア大学ロースクールは廃止の方向であることを明らかにした一方⁽⁵⁶⁾、ヴァルパライズ大学ロースクールは他大学のロースクールへの移譲を模索している⁽⁵⁷⁾。

ロースクールの統廃合や募集停止に加えて、複数キャンパスをもつロースクールが、その一部のキャンパスを閉鎖する事例もある。2014年、トマス・M・コリー・ロースクール（現在はウェスタン・ミシガン大学コリー・ロースクールとして知られる）は、2009年に開設したアナーバーのキャンパスを閉鎖した。このキャンパス閉鎖は、必要な入学者を確保できなかったことによる。

RUTGERS TODAY, July 31, 2015, <https://tinyurl.com/yasaxq9w>.

(51) Sloan, *supra* note 49.

(52) *Id.*

(53) ABA-*Approved Law Schools by Year*, *supra* note 46.

(54) *Id.*

(55) Sloan, *supra* note 49; Stephanie Francis Ward, *Valparaiso Law School Told by Board To Not Admit First-Year Students in 2018*, ABA JOURNAL, Nov. 16, 2017, <https://tinyurl.com/ybcg2433>

(56) Elizabeth Olson, *Whittier Law School Says It Will Shut Down*, N.Y. TIMES, Apr. 19, 2017, <https://tinyurl.com/y9cs9acvd>.

(57) Valparaiso University officials have entered into a non-binding letter of intent to transfer to Middle Tennessee State University's campus in Murfreesboro, Tennessee. These are preliminary discussion, and it is not yet clear if the transfer will occur. Amy Lavalley, *Universities Study Plan to Transfer VU Law School to Tennessee Campus*, CHICAGO POST-TRIBUNE, June 22, 2018, <https://tinyurl.com/y7tcvqqg>.

2018年、アトランタにあるジョン・マーシャル・ロースクールは、6年間にわたりサヴァナ・ロースクールを開設・維持してきたが、入学者不足に伴い、同ロースクールの廃止を発表した⁽⁵⁸⁾。

ABAの審議会は、一部のロースクールが入学者受入方針につき基準を遵守していない旨の警告を発してきた。2018年4月現在、12校のロースクールがABA認証入学基準を遵守していない⁽⁵⁹⁾。2018年5月、ABAはアリゾナ・サミット・ロースクールの認証を取り消した⁽⁶⁰⁾。

ABAの審議会による入学基準に関する処分が示すように、アメリカのロースクールはいまや入学者減少という現実と直面しており、今後、ABAの認証基準の遵守に問題を生じさせずに入学基準を大きく引き下げることは不可能になるであろう。その結果、より多くのロースクールの統廃合が進んでゆく可能性が最も高いといえよう。

今後10年以内に、アメリカのより多数のロースクールが廃止され、入学者数の減少と教職員の規模の縮小が継続するであろうとする論評⁽⁶¹⁾に、筆者も同意する。市場に参入する新規の法律家の数がその需要に近づくまで、この現象は続いてゆくであろう。

(58) Sloan, *supra* note 49.

(59) *Transparency at U.S. Law Schools*, LAW SCHOOL TRANSPARENCY, <https://tinyurl.com/ycbp9hds>.

(60) Memorandum: Withdrawal of Approval: Arizona Summit Law School, American Bar Association, June 8, 2018, <https://tinyurl.com/yasprphf>

(61) See, e.g., BRIAN Z. TAMANAHA, FAILING LAW SCHOOLS 181-82 (2012) (stating “Schools will be downsized whether they want to or not”) [邦訳として、ブライアン・タマナハ (樋口和彦・大河原真訳) 『アメリカ・ロースクールの凋落』(花伝社、2013年)]; Nancy B. Rapoport, *Rethinking U.S. Legal Education: No More “Same Old, Same Old”*, 45 CONN. L. REV. 1409, 1414 (2013) (stating that some law schools will close within the next decade); Ethan Bronner, *Law Schools’ Applications Fall as Costs Rise and Jobs Are Cut*, N.Y. Times, Jan. 31, 2013, at A1 (stating that one professor predicts as many as ten law schools closing and cuts in class size, faculty and staff); William D. Henderson, *The Calculus of University Presidents, Many Must Decide Between Two Difficult Paths: Tackle Law School Restructuring or Close Their Law Schools*, NATL L. J., May 20, 2013, at 14, 15 (arguing that many universities will either face devastating law schools deficits or have to close their law schools); Rick Seltzer, *What Comes after Whittier Shutdown?*, INSIDE HIGHER ED, Apr. 25, 2017,

結論

なぜアメリカのロースクールの入学者数が減少し、ロースクールの数が減少しているのか。それは、新規の法律家に対する市場の需要が原因であり、司法試験が原因ではない。ABAによる暫定的認証を得ようとする新設のロースクールは存在せず、既存のロースクールは入学者の大きな減少に直面している。このことは、アメリカのロースクールが教員数を削減し、経営の多角化により存続を図ることへとつながっている。多角化の柱は、LL.M. 課程その他 J.D. 課程以外の課程を拡張させることである。オンラインの授業と単位を提供するロースクールも増えつつある。

しかし、アメリカのロースクールは、その規模を縮小し、J.D. 以外の課程から新規収入を得ること以上のことを行わなければならない。アメリカのロースクールは、現在および将来の市場の需要に対応した法実務に向けて学生を教育するカリキュラムの構築に着手すべきである。2009年の法律関連の雇用に関する研究によれば、90%の法律家と65%のロースクールの学生が、ロースクールは「現在の経済状況において法実務に必要とされる実践的な仕事のための技術を教育していない」⁽⁶²⁾と回答している。月刊誌『アメリカン・ロイヤー』による2010年の調査によれば、法律事務所の47%において、1年目あるいは2年目のアソシエイトの弁護士に自分の事件を担当させることを許可しない依頼人がいる⁽⁶³⁾。あるテクノロジー企業の法務統括部長（General Council）によれば、ロースクールは「法学の学位をもつという意味では法律家であるが、サービスの提供者としては準備不足の法律家」を生み出しているとされる⁽⁶⁴⁾。

本シンポジウムのワイゼルバーグ論文が説明するように、大不況後の2014年、ABAの審議会は、ABA認証ロースクールの卒業要件となる臨床実務系科目の単位—シミュレーション、クリニック、あるいはエクスターンシップ等の

<https://tinyurl.com/y8q4h7ba> (stating that some experts estimate that ten to twenty-five law schools will close).

(62) LEXISNEXIS, *State of the Legal Industry Survey 7* (2009), <https://tinyurl.com/ycdjd66e>.

(63) David Segal, *What They Don't Teach Law Students: Lawyering*, N.Y. TIMES, Nov. 19, 2011, at A1.

(64) *Id.* (quoting Jeffrey W. Carr, General Counsel of FMC Technologies).

科目の単位一の数、1 単位から 6 単位に増加させることを承認した⁽⁶⁵⁾。これは有益な一歩であるが、さらなる進展が求められている。

ロースクールの学生を法実務により良く準備させるために、アメリカのロースクールの教授団は、法理論に関する科目、ロイヤリングの技術に関する科目、および専門家の価値観に関する科目の教育を調整する最良の方法を考慮しなければならない。その方法においては、すべてのロースクールの学生に対して、学生が 1 人かそれ以上の依頼人のために奉仕する現実の法実務の経験を与えることが含まなくてはならない。このことは、2007 年のカーネギー財団報告書の『アメリカの法曹教育』⁽⁶⁶⁾に合致する。同書は、「臨床法学教育の価値が、実務に対する知的理解とその複雑な技術を発展させるのみならず、法律家のプロフェッショナルリズムにとって重要な気質を育成する場となる」ことを強調している⁽⁶⁷⁾。スタッキー (Roy Stuckey) らが 2007 年に出版した『法学教育のベスト・プラクティス』⁽⁶⁸⁾においては、「学生が法実務を行う前に、学生の決定と行動が現実の結果につながりうる場、そして学生の価値観と実務の見識が試練を受け、形成されうる場は、ロースクール内のクリニックと一部のエクスターンシップをおいてほかにない」⁽⁶⁹⁾ことが指摘されている。

アメリカのロースクールは、その卒業生に対してより良く法実務へと準備させることができるが、いまのところ、ロースクール側にその意志があるのか明らかではない。大不況以降、新規の法律家に対する法律サービス市場は変化している。それゆえ、ロースクールの課題は、その市場の需要を満たすために、

(65) Charles D. Weisselberg, *Impact of the ABA's Experiential Credit Requirements and Efforts by State Bars to Regulate Admission to Practice in the United States*, 本号ワイゼルバーク論文参照。

(66) WILLIAM M. SULLIVAN ET AL., *EDUCATING LAWYERS: PREPARATION FOR THE PROFESSION OF LAW* (2007). [邦訳として、ウィリアム・M・サリバンほか (柏木昇ほか訳) 『アメリカの法曹教育』(中央大学出版部, 2013年)]

(67) *Id.* at 120.

(68) ROY STUCKEY ET AL., *BEST PRACTICES FOR LEGAL EDUCATION: A VISION AND A ROAD MAP* (2007). [本書の検討として、大坂恵里編訳「シンポジウム 変貌する法曹の『有能性』—マクレイト・レポートから CLEA ベスト・プラクティス・プロジェクトへ」法と実務10号 (2014年) 3-75頁, ランディ・ハーツ (宮澤節生訳) 「21世紀のロースクール教育におけるクリニックの役割: マクレイト・レポートから CLEA ベスト・プラクティス・プロジェクトへ」同 79-95頁参照。]

(69) *Id.* at 114.

ロースクールも同様に変化することなのである。